

長寿第328号の1
平成30年2月13日

高齢者福祉施設の管理者 様

奈良県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における
防火安全体制等の確保について(周知)

平素は、本県の高齢者福祉行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先日、北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設において火災が発生し、11名の入所者が死亡するという痛ましい事故が発生したことから、今般、厚生労働省より別紙のとおり周知依頼がありました。

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等において火災が発生した場合には、甚大な被害につながる恐れがあり、それを未然に防止することが必要です。

貴施設におかれましては、防火体制の確保に努めていただくと共に、万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すようお願いいたします。

施設整備係 / 介護事業係

TEL : 0742-27-8534 / 0742-27-8532

FAX : 0742-27-3075

Eメール : choju@office.pref.nara.lg.jp